

【 検査 】

742 胃・十二指腸ファイバースコープ（胆のう疾患）の算定について

《令和7年11月28日》

○ 取扱い

胆のう疾患に対する、超音波内視鏡検査加算や胆管・膵管造影法加算等の加算がない単なるD308胃・十二指腸ファイバースコープの算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

胃・十二指腸ファイバースコープは、食道、胃、十二指腸など上部消化管の病変を観察する検査であり、超音波内視鏡検査加算や胆管・膵管造影法加算などの加算のない場合の胆のう疾患に対する算定は不適切である。

以上のことから、胆のう疾患に対する、超音波内視鏡検査加算や胆管・膵管造影法加算等の加算のない単なるD308胃・十二指腸ファイバースコープの算定は、原則として認められないと判断した。